

千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業

入札説明書

平成29年7月26日

国立大学法人千葉大学

<空白頁>

## < 目 次 >

第1章 対象事業の概要等	2
1 公告日	2
2 契約担当者	2
3 調達機関番号等	2
4 品目分類番号	2
5 担当部局	2
6 事業概要等	2
7 スケジュール	6
8 競争参加資格等	8
9 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催	15
10 入札説明書等に関する質問書の提出及び質問回答書の公表（1回目）	16
11 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出及び競争参加資格確認審査結果の通知等 （ただし、事業者提案による運營業務（任意）に当たる者、民間付帯施設（任意）事業に当た る者を除く。）	17
12 入札説明書等に関する要求水準確認（個別提案）・事業者提案による運營業務（任意）提案・ 民間付帯施設（任意）事業提案等	18
13 入札説明書等に関する質問書の提出及び質問回答書の公表（2回目）	20
14 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出及び競争参加資格確認審査結果の通知等 （ただし、事業者提案による運營業務（任意）に当たる者、民間付帯施設（任意）事業に当た る者に限る。）	21
15 入札辞退届の提出	22
16 入札書等及び提案書の提出	23
17 入札保証金及び契約保証金	24
18 入札書の開札	24
19 入札の無効	25
20 落札者の決定等	25
21 手続における交渉の有無	27
22 基本協定書の締結	27
23 特別目的会社の設立	27
24 事業契約書の締結	27
25 支払条件等	27
26 保険	28
27 随意契約により締結する予定の有無	29
28 苦情申立て	29
29 関連情報を入手するための照会窓口	30
30 その他	30

第2章 事業実施に関する事項 .....	3 1
1 選定事業者の権利義務等に関する制限 .....	3 1
2 大学と選定事業者の責任分担 .....	3 1
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	3 1
4 事業実施に関する事項 .....	3 2
5 その他 .....	3 4
第3章 提出書類一覧 .....	3 6
別 紙 .....	3 9
1 入札金額等の算出方法 .....	3 9
2 サービス購入費の支払方法等 .....	4 0

千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、国立大学法人千葉大学（以下「大学」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号、その後の改正を含む。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業及び入札に係る条件を提示するものである。

本事業は、平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、入札手続は、「国立大学法人千葉大学政府調達事務取扱規程」（平成16年4月1日）、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年11月18日政令第300号）等に基づいて実施する。

本事業の基本的な考え方については、平成29年4月24日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の具体的な条件等について、実施方針に関する質問回答及び意見等を反映しているため、入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。

また、以下の書類は、本入札説明書と一体のもの（以下、入札説明書を含めて「入札説明書等」という。）とする。

- 1 「千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業様式集」（以下「様式集」という。）
- 2 「千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業要求水準書」（以下、別表及び資料等を含めて「要求水準書」という。）
- 3 「千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）
- 4 「千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）
- 5 「千葉大学（亥鼻）医学系総合研究棟整備等事業事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）

※ 入札説明書で「別表○」、「資料○」とある場合は、要求水準書の「別表○」、「資料○」のことであり、「様式○」とある場合は、様式集の「様式○」のことである。

※ 上記1から5の書類は、大学のホームページで公表する。ただし、要求水準書の別表及び資料等については、大学のホームページで公表するものと、個別の請求に基づきCD-Rで貸与するものがある。このことの詳細については、要求水準書及び様式集を参照すること。

※ なお、本入札説明書等と入札説明書等に関する質問回答等とに相違がある場合は、入札説明書等に関する質問回答等を優先するものとする。

## 第1章 対象事業の概要等

### 1 公告日

平成29年7月26日

### 2 契約担当者

国立大学法人千葉大学契約担当役事務局長 猿渡 政範

### 3 調達機関番号等

◎ 調達機関番号 415

◎ 所在地番号 12

○ 第4号

### 4 品目分類番号

41、42、75

### 5 担当部局

国立大学法人千葉大学施設環境部施設企画課施設経理係

所在地 〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33

電話 043-290-2120 (ダイヤルイン)

### 6 事業概要等

#### (1) 事業名称

千葉大学(亥鼻)医学系総合研究棟整備等事業(以下「本事業」という。)

本事業は、本施設に係る「本施設事業」及び民間付帯施設(任意)に係る「民間付帯施設(任意)事業」により構成される。

#### (2) 事業場所

千葉市中央区亥鼻一丁目8-1(亥鼻キャンパス構内)

#### (3) 事業期間

本施設事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成45年3月31日までの約15年間(施設整備業務の期間は事業契約締結の日から平成33年3月31日までの約3年間、維持管理業務及び運営業務の期間は平成33年4月1日から平成45年3月31日までの12年間)とする。

民間付帯施設(任意)事業の事業期間は、事業契約締結の日から入札参加者が提案する年(ただし、平成45年から平成53年まで)の3月31日までとする。

したがって、本事業の事業期間は、民間付帯施設(任意)事業に係る事業契約の終了が平成45年3月31日の場合にあつては、事業契約締結の日から平成45年3月31日までとし、民間付帯施設(任意)事業に係る事業契約の終了が平成45年3月31日を超える場合にあつ

ては、事業契約締結の日から民間付帯施設（任意）事業に係る事業契約の終了の日までとする。

#### (4) 事業概要

##### 1) 事業方式

① 本施設事業は、P F I 法に基づき実施するものとし、特定事業を実施する民間選定事業者（以下「選定事業者」という。）は、本施設を整備した後、大学に当該本施設を引渡し、本施設の供用期間中に係る維持管理業務及び運営業務を実施するB T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

② 本施設事業に係る各業務を実施するために必要となる土地及び建物は、大学が選定事業者は無償で使用を許可する。

ただし、本施設の「福利厚生施設運営業務」で使用する部分のうち選定事業者が占有する部分（学生及び教職員等に開放されている購買のイートインコーナー、軽食の客席等以外の部分をいう。以下同じ。）、本施設の「事業者提案による運営業務（任意）」で使用する部分のうち選定事業者が占有する部分（例えば、自動販売機等の設置部分が考えられるが、これに限るものではない。以下同じ。）は、「国立大学法人千葉大学不動産貸付要項」（平成16年4月1日）に基づき、大学が選定事業者に有償にて貸し付けるものとする。

③ 民間付帯施設（任意）事業は、入札参加者の提案（任意）によるものとし、選定事業者は、民間付帯施設（任意）を整備した後も当該民間付帯施設（任意）を自らが所有し、民間付帯施設（任意）の供用期間中に係る維持管理業務及び運営業務を実施し、民間付帯施設（任意）事業の事業期間終了時に当該民間付帯施設（任意）を解体撤去するB O O (Build Own Operate) 方式とする。ただし、大学が認めれば、解体撤去をすることなく、大学に無償譲渡できるものとする。

④ 民間付帯施設（任意）事業に係る各業務を実施するために必要となる土地は、「国立大学法人千葉大学不動産貸付要項」（平成16年4月1日）に基づき、大学が選定事業者に有償にて貸し付けるものとする。なお、貸付期間は、（施設整備の期間を含まない）民間付帯施設（任意）の供用開始以降とする。また、大学が土地を貸し付ける相手方は選定事業者に限るものとするが、大学の承諾を得た上で、選定事業者による土地の転貸を認めるものとする。

##### 2) 公共施設等の種類等

###### ① 公共施設等の種類

ア 教育研究施設／医学部の教育研究に必要となる施設であり「部局専用スペース」、「プロジェクト研究スペース」により構成される。なお、教育研究施設には、「部局専用スペース」、「プロジェクト研究スペース」以外の全体共用スペース等を含むものとする。以下同じ。

イ 福利厚生施設／主として本施設における学生及び教職員等の諸活動を福利厚生面で支援するための施設であり「購買・軽食等」により構成される。

※ 上記ア、イを総称して「医学系総合研究棟」といい、これらに付属する外構施設（「職員駐車場」を含む。）を含めて「本施設」という。

ウ 民間付帯施設（任意）／選定事業者の提案（任意）により実施するものとし、主として亥鼻キャンパス構内における学生及び教職員並びに来学者及び来院者等の諸活動を支援するための施設であり「物販・飲食・サービス等」を想定している。

※ 「民間付帯施設（任意）」は、これに付属する外構施設を含むものとする。

## ② 公共施設等の立地

### ア 事業場所等

a 事業場所 / 千葉市中央区亥鼻一丁目8-1（亥鼻キャンパス構内）

#### i 本施設

本施設の事業場所は、「資料3 事業場所位置図（本施設）」による。

#### ii 民間付帯施設（任意）

民間付帯施設（任意）の事業場所は、「資料4 事業場所位置図（民間付帯施設）」による。なお、大学が提示する事業場所について、選定事業者は自らの提案内容に応じて、そのすべてか一部かを選択できるものとする。

b 敷地面積 / 亥鼻キャンパス全体 261,148㎡  
本施設の事業場所面積 約14,400㎡  
民間付帯施設（任意）の事業場所面積 約400㎡

c 接道条件 / 南側 6.0m（法42条1項1号道路）  
北側 6.0m（法42条1項1号道路）

### イ 地域・地区等

a 区域 / 市街化区域

b 用途地域 / 第二種中高層住居専用地域

c 高度地区 / 第1種高度地区（20m）

d 防火指定 / なし

e 建ぺい率 / 60%

f 容積率 / 200%

g 壁面後退距離 / 5m（地区計画※ 決定・告示後）

h 高さの最高限度 / 50m（地区計画※ 決定・告示後）

i その他 / 法22条区域、法48条第4項による許可敷地、法86条の2第1項による認定敷地

※ 現在、亥鼻キャンパスについては、千葉市に地区計画（素案）の提案を行っており、平成29年8月に決定・告示される見通しである。

## 3) 施設規模等

### ① 本施設

ア 構造階数 / 構造種別及び階数は選定事業者の提案によるものとする。

イ 延べ面積 / 延べ面積は選定事業者の提案によるものとする。（ただし、40,130㎡に対して40,130㎡以上からプラス2%以下までの範囲内とする。うち、福利厚生施設は、200㎡から250㎡までの範囲内とする。）



## ② 民間付帯施設

- ア 構造階数                                    / 構造種別及び階数は選定事業者の提案によるものとする。
- イ 延べ面積                                   / 延べ面積は選定事業者の提案によるものとする。(ただし、  
100㎡以上とする。)

## 4) 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が新たに本施設及び民間付帯施設（任意）の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務並びにこれらを実施する上で必要となる関連業務を遂行することを事業の範囲とする。なお、選定事業者の事業の範囲を越える本施設の運営及び教育研究については、大学が行う。

選定事業者が行う事業の範囲は、以下のとおりとする。詳細については、要求水準書を参照すること。

### ① 本施設

#### ア 本施設の施設整備業務

- a 事前調査業務（土壌汚染調査とともに大学が提示する以外の地質調査等を含む。）及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
  - b 設計業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
  - c 建設工事及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
  - d 工事監理業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
  - e 周辺家屋影響調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
  - f 電波障害調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
  - g 各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
  - h 引越業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- ※ 特殊な研究実験設備等を除くものとし、業務の対象とする什器備品等については、要求水準書において提示する。
- i 備品等調達業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
- ※ 特殊な研究実験設備等を除くものとし、業務の対象とする什器備品等については、要求水準書において提示する。

#### イ 本施設の維持管理業務

- a 建物・建築設備保守管理業務（設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新・報告その他の一切の保守管理業務を含む。）
  - b 外構施設保守管理業務（点検・保守・修繕・更新・報告その他一切の保守管理業務を含む。）
  - c 清掃衛生管理業務（建物内外部・ガラス・外構の清掃業務を含む。）
  - d 警備業務
- ※ 本施設の大規模改修(大学が自らの事由により別途発注する大規模な改修(例えば、大学の事由による部屋の分割・統合、模様替え、新たな設備の付加等が考えられるが、これに限るものではない。)をいう。)については、本施設事業の事業期間中の実施は予定していない。なお、入札説明書等（主に「要求水準書」）に示す本施設の機能を維

持するために行う修繕・更新（ただし、継続して使用することに支障がない程度の通常の劣化、損傷等を除くものとする。）は、その規模の大小に係わらず、すべて本施設事業において選定事業者が行う維持管理業務の範囲内とする。

ウ 本施設の運営業務

a プロジェクト研究スペース運営業務

- i 許可事務等の事務処理業務
- ii 金銭事務の事務処理業務
- iii 利用者対応の処理業務

b 福利厚生施設運営業務

主として本施設における学生及び教職員等の諸活動を福利厚生面で支援するために「購買・軽食等」のサービスを提供する。

c 職員駐車場運営業務

- i 許可事務等の事務処理業務
- ii 金銭事務の事務処理業務
- iii 利用者対応の処理業務

d 事業者提案による運営業務（任意）

② 民間付帯施設（任意）事業

主として亥鼻キャンパス構内における学生及び教職員並びに来学者及び来院者等の諸活動を支援するための施設であり「物販・飲食・サービス等」を想定している。

ア 民間付帯施設（任意）の施設整備業務

イ 民間付帯施設（任意）の維持管理業務

ウ 民間付帯施設（任意）の運営業務

エ 民間付帯施設（任意）の解体撤去業務

## 7 スケジュール

本事業のスケジュールは下表のとおりとする。（予定）

日 程	内 容
＜入札公告及び入札説明書等の公表関係＞	
＜平成29年＞ 7月26日（水）	入札公告及び入札説明書等の公表
7月27日（木）～ 8月 1日（火）	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の参加申込の提出
8月 2日（水）	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催
＜入札説明書等に関する質問回答関係＞	
8月22日（火）～ 8月23日（水）	入札説明書等に関する質問書の提出（1回目）
9月20日（水）	入札説明書等に関する質問回答書の公表（1回目）

日 程	内 容
<競争参加資格確認申請関係> (ただし、事業者提案による運營業務(任意)に当たる者、民間付帯施設(任意)事業に当たる者を除く。)	
9月26日(火)～9月27日(水)	入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出
10月4日(水)	競争参加資格確認審査結果の通知
10月5日(木)～10月20日(金)	競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の提出
10月27日(金)	競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付
<入札説明書等に関する要求水準確認(個別提案)・事業者提案による運營業務(任意)提案・民間付帯施設(任意)事業提案関係>	
10月10日(火)～10月11日(水)	入札説明書等に関する要求水準確認書(個別提案)・事業者提案による運營業務(任意)提案書・民間付帯施設(任意)事業提案書の提出
10月17日(火)～10月18日(水)	入札説明書等に関する個別対話の実施
10月24日(火)～10月25日(水)	改定入札説明書等に関する要求水準確認書(個別提案)・改定事業者提案による運營業務(任意)提案書・改定民間付帯施設(任意)事業提案書の提出
11月1日(水)	改定入札説明書等に関する要求水準確認書(個別提案)回答・改定事業者提案による運營業務(任意)提案書採否・改定民間付帯施設(任意)事業提案書採否の通知
<入札説明書等に関する質問回答関係>	
10月10日(火)～10月11日(水)	入札説明書等に関する質問書の提出(2回目)
11月1日(水)	入札説明書等に関する質問回答書の公表(2回目)
<競争参加資格確認申請関係> (ただし、事業者提案による運營業務(任意)に当たる者、民間付帯施設(任意)事業に当たる者に限る。)	
11月7日(火)～11月8日(水)	入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出
11月15日(水)	競争参加資格確認審査結果の通知
11月16日(木)～12月1日(金)	競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の提出
12月8日(金)	競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付
<入札及び提案審査関係>	
12月14日(木)～12月15日(金)	入札書等及び提案書の提出、入札書の開札(12月15日(金))
<平成30年> 1月上旬～1月中旬	提案書の審査及び優秀提案者の選定(必要に応じて、プレゼンテーション・ヒアリングを実施)
1月中旬	落札者の決定及び公表
<基本協定及び事業契約締結関係>	
1月下旬	落札者との基本協定書の締結

日 程	内 容
2月下旬	選定事業者との事業契約書の締結

<参考>

日 程	内 容
平成30年3月～平成33年3月	施設整備業務（設計、建設、引越、備品等調達等）の期間
平成33年3月	本施設の完成・引渡し、民間付帯施設（任意）の完成
平成33年4月～平成45年3月	本施設の維持管理業務及び運営業務の期間
平成33年4月～平成※年3月	民間付帯施設（任意）の維持管理業務及び運営業務の期間
平成45年3月	本施設事業に係る事業契約の終了
平成※年3月	民間付帯施設（任意）事業に係る事業契約の終了（解体撤去を含む。）
平成※年3月	本事業に係る事業契約の終了

※は、入札参加者が提案する年（ただし、平成45年から平成53年までとする。）

## 8 競争参加資格等

### (1) 入札参加者が備えるべき要件等

#### 1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下、当該グループを「入札参加グループ」といい、入札参加グループを構成する企業を「入札参加グループの構成員」という。）とし、入札参加者（入札参加企業又は入札参加グループの構成員）は、特別目的会社に必ず出資する者であること。なお、入札参加グループの場合にあっては、入札参加グループの構成員の中から応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。
- ② 入札参加グループは応募に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行において果たす役割を入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。
- ③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。
- ④ 入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者及び運営に当たる者並びに民間付帯施設（任意）事業に当たる者が必ず含まれていること。

#### 2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- ① 「国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則」（平成16年4月1日）第5条及び第6条の規定に該当しない者であり、かつ同細則第7条に規定する資格を有する者であること。

- ② 「会社更生法」(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、「民事再生法」(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の「商法」(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、又は「破産法」(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てをした者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てをした者又は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき会社の整理開始の申立てをした者又は整理開始を命ぜられた者にあつては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- ③ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日時から入札書の開札の日時まで、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人千葉大学発注工事契約に係る取引停止等の取扱要領」(平成23年12月1日)に基づく取引停止措置を受けていない者であること。
- ④ 大学が本事業について、導入可能性調査業務及びアドバイザー業務を委託した株式会社佐藤総合計画(東京都墨田区)並びに株式会社佐藤総合計画が本アドバイザー業務において提携関係にある石井法律事務所(東京都千代田区)、株式会社総合設備計画(東京都荒川区)又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社(同条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

- ⑤ 外部の学識経験者及び大学の教職員から構成される「国立大学法人千葉大学運営基盤機構キャンパス整備企画部門PPP/PFI事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。
- ⑥ 最近1年間の国税(法人税、消費税)を滞納していない者であること。
- ⑦ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。ただし、運営に当たる者並びに民間付帯施設(任意)事業に当たる者が協力会社の場合にあっては、この限りでない。
- ⑧ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には、当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。ただし、設計業務を複数の者で実施する場合は、設計業務に当たる者の要件のうち、下記①オについては、当該複数のいずれかの者が満たせばよいものとし、建設業務を複数の者で実施する場合は、建設業務に当たる者の要件のうち、下記②ウ、②エについては、当該複数のいずれかの者が満たせばよいものとし、工事監理を複数の者で実施する場合は、工事監理に当たる者の要件のうち、下記③オについては、当該複数のいずれかの者が満たせばよいものとする。

なお、建設と工事監理については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。

- ① 設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省又は大学において平成29・30年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

イ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく1級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成14年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記a・bに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者(※1)及び主任担当技術者(※2、建築分野・構造分野・電気分野・機械

分野)を配置できること(※3)。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ1名であること。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。

※1「管理技術者」とは、設計業務の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者をいう。

※2「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3「管理技術者」及び「主任担当技術者」について、建築分野を担当する者は1級建築士、構造分野を担当する者は構造設計1級建築士、電気分野・機械分野を担当する者は設備設計1級建築士又は建築設備士とする。

a 建物用途(下記のいずれかの用途のもの)

大学校舎、研究施設、病院、庁舎(ここでの庁舎とは、国及び地方公共団体(これらに係る公共法人を含む。)がその事務を処理するために使用する建築物をいう。以下同じ。)

b 建物規模

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上(主任担当技術者にあつては、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野の各担当業務)

※ a・bに示す要件を同時に満たす設計の実績が必要となる。

② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省又は大学において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文科科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより算定した平成29・30年度の点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建築一式工事 1,200点

(ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち1社が満たせばよいこととし、その他の者は1,000点とする)

b 電気工事 900点

c 管工事 900点

イ 提案内容に対応する「建設業法」(昭和24年5月24日法律第100号)の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績

を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 平成14年度以降に元請として、下記a・bに示す各担当工事を実施し完成・引渡し完了した新営工事の施工の実績を有すること（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建物用途（下記のいずれかの用途のもの）

大学校舎、研究施設、病院、庁舎

b 建物規模

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上（建築一式工事・電気工事・管工事の各担当工事）

※ a・bに示す要件を同時に満たす施工の実績が必要となる。

エ 以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。また、記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ1名であること。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を有していなければならない。

a 建築一式工事

i 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ii 平成14年度以降に元請として、8(1)3)②ウのa・bに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

iii 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

b 電気工事

i 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年4



月27日法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとする者に限る。)に合格した者)又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ii 平成14年度以降に元請として、8(1)3)②ウのa・bに示す基準を満たす電気工事の新設工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

iii 監理技術者にあつては、上記建築一式工事と同じ。

c 管工事

i 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士(「技術士法」(昭和58年4月27日法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。)に合格した者)、「技術士法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年8月18日文科科学省令第36号)による改正前の技術士(「技術士法」による第二次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者ものに限る。)、水道部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者ものに限る。)に合格した者)又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ii 平成14年度以降に元請として、8(1)3)②ウのa・bに示す基準を満たす管工事の新設工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

iii 監理技術者にあつては、上記建築一式工事と同じ。

③ 工事監理に当たる者(「建築基準法」(昭和25年5月24日法律第201号)第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。)は、以下の要件を満たすこと。

ア 8(1)3)①アに同じ。

イ 8(1)3)①イに同じ。

ウ 8(1)3)①ウに同じ。

エ 8(1)3)①エに同じ。

オ 平成14年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下記a・bに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の工事監理の実績を有する管理技術者(※1)及び主任担当技術者(※2、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野)を配置できること(※3)。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当す

ることを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ1名であること。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す工事監理の実績を有していなければならない。

※1、※2、※3に関する規定等は、8(1)3)①オに同じ。

a 建物用途（下記のいずれかの用途のもの）

大学校舎、研究施設、病院、庁舎

b 建物規模

鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上6階建以上かつ延べ面積10,000㎡以上（主任担当技術者にあつては、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野の各担当業務）

※ a・bに示す要件を同時に満たす工事監理の実績が必要となる。

④ 維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学において平成29年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA又はBの等級に格付けされている者であること。

イ 平成14年度以降に元請として、下記aに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

a 建物規模

延べ面積10,000㎡以上

⑤ 運営に当たる者及び民間付帯施設（任意）事業に当たる者の資格等要件は問わない。

#### 4) 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認の基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日時とする。

#### 5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

① 競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日時までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあつては、大学と事前協議を行い、大学の承諾を得るとともに、変更後において8(1)1)から3)に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を大学に提出すること。

② 競争参加資格の確認の特例

ア 競争参加資格があると確認された入札参加グループのうち、入札書の開札の日時まで、8(1)1)から3)に示す競争参加資格を満たさない構成員及び協力会社（以下「欠格

構成員等」という。)を含む入札参加グループは、提案書の提出期限の日時までであれば、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を取り下げることができる。

イ 上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日時までであれば、入札公告に定める期限に係わらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充した上で、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

ウ 上記イに係わらず、上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日時までであれば、入札公告に定める期限に係わらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充せず、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

エ 上記イ及びウの申請は、構成員及び協力会社の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により申請を行った場合には、これを却下する。

オ 上記アからウまでの取り下げ及び確認の申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わない。

## 6) 特別目的会社の設立等

入札参加者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定された場合には、本事業を実施する株式会社として特別目的会社を設立する。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。また、その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、本施設事業に係る部分の事業契約が終了し、民間付帯施設（任意）事業の事業契約に係る部分が継続する場合にあっては、継続される事業契約について、出資者による特別目的会社の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分について、合理的な理由がない限り、大学は柔軟に対応するものとする。

## 9 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を以下の要領で実施する。なお、入札説明書等の書類は、大学のホームページ [<http://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/PFI.html>] よりダウンロードして持参すること。

### (1) 説明会及び現地見学会の開催日時及び場所

- 1) **開催日時** 平成29年8月2日（水）14時から16時30分まで  
（受付開始13時30分）
- 2) **開催場所** 千葉市中央区亥鼻一丁目8-1（亥鼻キャンパス構内）  
国立大学法人千葉大学医学部本館1階第3講義室  
なお、当日、会場での質問は受け付けない。

## (2) 説明会及び現地見学会の参加申込書の提出日時及び場所

- 1) **提出日時** 平成29年7月27日(木)から8月1日(火) 12時まで
- 2) **提出場所** 本事業に関する担当部局(電子メールで提出)

## (3) 説明会及び現地見学会の参加申込方法

- 1) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会への参加を希望する者は、「様式2 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の参加申込書」に必要事項を記載の上、電子メールにより送付するものとし、郵送又はファクスでの提出は認めない。なお、電子メールでの件名は、「説明会・現地見学会参加申込書」とし、使用するソフトウェアはMicrosoft Word とすること。
- 2) 送付先の電子メールアドレスは [ppp-pfi@chiba-u.jp] である。
- 3) 入札説明書等の書類は、大学のホームページよりダウンロードして持参すること。
- 4) やむを得ず事前に参加申込ができなかった場合に限り、説明会及び現地見学会の開催の当日、開催場所において受付を行う。

## (4) 説明会及び現地見学会の当日連絡先等

- 1) **当日連絡先** 本事業に関する担当部局
- 2) 会場の都合で、1社当たりの参加人数を制限する場合がある。参加人数を制限する場合は、事前に大学から申込者へ連絡をする。  
また、当日の来学は、公共交通機関等を利用すること。

## 10 入札説明書等に関する質問書の提出及び質問回答書の公表(1回目)

入札説明書等に関する質問書の提出及び質問回答書の公表(1回目)を以下の要領で実施する。

### (1) 質問書の提出日時及び場所

- 1) **提出日時** 平成29年8月22日(火)から8月23日(水) 15時まで
- 2) **提出場所** 本事業に関する担当部局(電子メールで提出)

### (2) 質問書の提出方法

- 1) 入札説明書等に関する質問がある者は、「様式3 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、電子メールにより送付するものとし、郵送又はファクスでの提出は認めない。なお、電子メールでの件名は、「入札説明書等質問書」とし、使用するソフトウェアは、Microsoft Word とすること。
- 2) 送付先の電子メールアドレスは、[ppp-pfi@chiba-u.jp] である。
- 3) 大学が上記1)の電子メールを受領した場合は、受領当日の17時まで、当該電子メールの受領を知らせる返信メールを送付するので、返信メールを確認できない場合にあっては、必ず本事業に関する担当部局まで電話で問い合わせること。

### (3) 質問回答書の公表日時及び場所

- 1) **公表日時** 平成29年9月20日(水)
- 2) **公表場所** 大学のホームページ [<http://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/PFI.html>]

## 11 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出及び競争参加資格確認審査結果の通知等（ただし、事業者提案による運營業務（任意）に当たる者、民間付帯施設（任意）事業に当たる者を除く。）

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出及び競争参加資格確認審査結果の通知を以下の要領で実施する。

### (1) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出日時及び場所

- 1) 提出日時 平成29年9月26日（火）9時から12時まで、13時から17時まで及び9月27日（水）9時から12時まで
- 2) 提出場所 本事業に関する担当部局

### (2) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出方法等

- 1) 入札参加者は、入札参加者が備えるべき要件等（8(1)1)から3)までの要件）を満たすことを証するため、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出し、大学から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 2) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書は、「様式4 入札参加表明書」から「様式14 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類」に必要な事項を記載の上、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送する場合は、必ず「書留等の配達記録が残る方法」に限るものとし、平成29年9月27日（水）12時までに必着のこと。
- 3) 提出期限の日時までに入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた入札参加者は、本事業の入札に参加することができない。

### (3) 競争参加資格確認審査

- 1) 競争参加資格の確認審査は、入札参加者が備えるべき要件等（8(1)1)から3)までの要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない者は欠格（競争参加資格がない。）とする。
- 2) 競争参加資格の確認審査において、8(1)3) ① オの同種の設計の実績、② ウの同種の施工の実績、② エの同種の施工の経験、③ オの同種の工事監理の実績及び④ イの同種の維持管理の実績の確認審査を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者等にあつては、我が国における同種の実績及び経験をもって行うものとする。
- 3) なお、競争参加資格の確認審査に当たっては、8(1)3) ① ア、② ア、③ ア及び④ アに示す一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も、入札書の開札の日時において8(1)3) ① ア、② ア、③ ア及び④ アに示す要件を満たしていることを条件として競争参加資格があると認めるものとする。当該競争参加資格があると認められた入札参加者が入札に参加するためには、入札書の開札の日時において8(1)3) ① ア、② ア、③ ア及び④ アに示す要件を満たしていなければならない。
- 4) 競争参加資格があると認められた入札参加者であっても、入札参加企業及び入札参加グループの構成員並びに協力会社のいずれかが、入札書の開札の日時において8(1)2)及び3)

に示す要件を一つでも満たさない場合には、競争参加資格がない者に該当するので、当該入札参加者の入札への参加は認められない。

#### **(4) 競争参加資格確認審査結果の通知**

競争参加資格確認審査結果は、競争参加資格の確認の申請を行った者に対して、書面により平成29年10月4日（水）までに大学から通知する。なお、欠格（競争参加資格がない。）とした場合は、その理由についても付記するものとする。

#### **(5) 競争参加資格確認申請書の取扱い**

- 1) 大学は、提出された競争参加資格確認申請書を競争参加資格確認審査以外に入札参加者に無断で使用しない。
- 2) 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
- 3) 提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は、原則として認めない。なお、大学が、例外的に提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書の提出期限の日時以降の変更、差し替え及び再提出は認めない。

#### **(6) 競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の提出及び競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付**

競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の提出及び競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付を以下の要領で実施する。

##### **1) 説明請求書の提出日時及び場所**

- ① 提出日時 平成29年10月5日（木）から10月20日（金）まで  
ただし、土曜・日曜・祝日・休日・大学の休日を除く毎日9時から12時まで、13時から17時まで
- ② 提出場所 本事業に関する担当部局

##### **2) 説明請求書の提出方法**

競争参加資格確認審査の結果、競争参加資格がないと認められた者は、大学に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（A4版縦使い横書き、様式は自由）により説明を請求することができる。当該書面は、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送する場合は、必ず「書留等の配達記録が残る方法」に限るものとし、平成29年10月20日（金）17時までに必着のこと。

##### **3) 競争参加資格がないと認めた理由の回答**

大学は、競争参加資格がないと認めた理由への説明を請求されたときは、平成29年10月27日（金）までに、当該説明を請求した者に対して書面により回答する。

## **12 入札説明書等に関する要求水準確認（個別提案）・事業者提案による運營業務（任意）提案・民間付帯施設（任意）事業提案等**

### **(1) 入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）・事業者提案による運營業務（任意）提案書・民間付帯施設（任意）事業提案書の提出**

入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）・事業者提案による運營業務（任意）提案

書・民間付帯施設（任意）事業提案書の提出を以下の要領で実施する。

### 1) 確認書・提案書の提出日時及び場所

- ① 提出日時 平成29年10月10日（火）から10月11日（水）15時まで
- ② 提出場所 本事業に関する担当部局（電子メールで受付）

### 2) 確認書・提案書の内容

- ① 入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）の提出は任意とする。ただし、要求水準書の規定よらないで、要求水準の規定と同等以上の機能、性能、品質等を満たすとして、要求水準書の規定に替わる提案をしようとする場合の「入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）」の提出は必須とする。
- ② 事業者提案による運營業務（任意）提案書・民間付帯施設（任意）事業提案書の提出は任意とする。ただし、事前に大学の採否を得ようとする場合の「事業者提案による運營業務（任意）提案書」、「民間付帯施設（任意）事業提案書」の提出は必要となる。
- ③ 入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）・事業者提案による運營業務（任意）提案書・民間付帯施設（任意）事業提案書は、入札参加者の固有の確認及び提案に直接係わる内容であることとし、一般的な（入札参加者に共通の）確認及び提案については、入札説明書等に関する質問書（1回目・2回目）で行うこと。入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）・事業者提案による運營業務（任意）提案書・民間付帯施設（任意）事業提案書に一般的な（入札参加者に共通の）確認及び提案が含まれていると大学が判断した場合は、当該質問回答について、入札説明書等に関する質問回答書（2回目）とあわせて公表する。

### 3) 確認書・提案書の提出方法

- ① 入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）・事業者提案による運營業務（任意）提案書・民間付帯施設（任意）事業提案書の提出は、本事業において競争参加資格があると認められた入札参加者（入札参加企業若しくは入札参加グループ）に限るものとし、「様式16（改定）入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）」、「様式17（改定）事業者提案による運營業務（任意）提案書」、「様式18（改定）民間付帯施設（任意）事業提案書」に必要事項を記載の上、電子メールにより送付するものとし、郵送又はファクスでの提出は認めない。なお、電子メールでの件名は、「確認書・提案書」とし、使用するソフトウェアは、Microsoft Word とすること。
- ② 送付先の電子メールアドレスは、[ppp-pfi@chiba-u.jp] である。
- ③ 大学が上記①の電子メールを受領した場合は、受領当日の17時までに、当該電子メールの受領を知らせる返信メールを送付するので、返信メールを確認できない場合にあっては、必ず本事業に関する担当部局まで電話で問い合わせること。

### (2) 入札説明書等に関する個別対話の実施

入札説明書等に関する個別対話は、入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）・事業者提案による運營業務（任意）提案書・民間付帯施設（任意）事業提案書に基づくものとし、以下の要領で実施する。なお、入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）・事業者提案による運營業務（任意）提案書・民間付帯施設（任意）事業提案書を提出しなかった入札参加

者についても、入札説明書等に関する個別対話を実施する。

#### 1) 個別対話の実施日時及び場所

- ① 実施日時 平成29年10月17日（火）から10月18日（水）まで  
月日・時間等は、入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）・事業者提案による運營業務（任意）提案書・民間付帯施設（任意）事業提案書の提出状況に応じて決定するものとし、大学より入札参加者に連絡する。
- ② 実施場所 千葉市稲毛区弥生町1-33（西千葉キャンパス構内）  
国立大学法人千葉大学事務局棟5階第2会議室
- ③ 参加人数は、入札参加者（入札参加企業若しくは入札参加グループ）及び協力会社に所属する者とし8名以内とする。
- ④ 個別対話は、大学と入札参加者の意思疎通を図る場でもあり、入札参加者の固有の確認及び提案に直接係わる内容について話されることから、入札参加者ごとに個別に実施するものとする。

#### (3) 改定入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）・改定事業者提案による運營業務（任意）提案書・改定民間付帯施設（任意）事業提案書の提出

改定入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）・改定事業者提案による運營業務（任意）提案書・改定民間付帯施設（任意）事業提案書の提出を以下の要領で実施する。

##### 1) 改定確認書・改定提案書の提出日時及び場所

- ① 提出日時 平成29年10月24日（火）から10月25日（水）15時まで
- ② 提出場所 本事業に関する担当部局（電子メールで提出）

##### 2) 改定確認書・改定提案書の内容

12 (1) 2)に同じ。

##### 3) 改定確認書・改定提案書の提出方法

12 (1) 3)に同じ。

#### (4) 改定入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）回答・改定事業者提案による運營業務（任意）提案書採否・改定民間付帯施設（任意）事業提案書採否の通知

改定入札説明書等に関する要求水準確認書（個別提案）回答・改定事業者提案による運營業務（任意）提案書採否・改定民間付帯施設（任意）事業提案書採否は、当該確認及び提案を行った入札参加者に対して、書面により平成29年11月1日（水）までに大学から通知する。なお、不可とした確認及び不採用とした提案には、その理由についても付記するものとする。

### 13 入札説明書等に関する質問書の提出及び質問回答書の公表（2回目）

入札説明書等に関する質問書の提出及び質問回答書の公表（2回目）を以下の要領で実施する。

#### (1) 質問書の提出日時及び場所

- 1) 提出日時 平成29年10月10日（火）から10月11日（水）15時まで
- 2) 提出場所 本事業に関する担当部局（電子メールで提出）

#### (2) 質問書の提出方法

- 1) 入札説明書等に関する質問がある者（ただし、本事業において競争参加資格があると認め



られた入札参加者（入札参加企業若しくは入札参加グループ）に限る。）は、「様式2 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、電子メールにより送付するものとし、郵送又はファクスでの提出は認めない。なお、電子メールでの件名は、「入札説明書等質問書」とし、使用するソフトウェアは、Microsoft Word とすること。

- 2) 送付先の電子メールアドレスは、[ppp-pfi@chiba-u.jp] である。
- 3) 大学が上記1)の電子メールを受領した場合は、受領当日の17時まで、当該電子メールの受領を知らせる返信メールを送付するので、返信メールを確認できない場合にあっては、必ず本事業に関する担当部局まで電話で問い合わせること。

### (3) 質問回答書の公表日時及び場所

- 1) 公表日時 平成29年11月1日（水）
- 2) 公表場所 大学のホームページ [<http://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/PFI.html>]

## 14 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出及び競争参加資格確認審査結果の通知等（ただし、事業者提案による運營業務（任意）に当たる者、民間付帯施設（任意）事業に当たる者に限る。）

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出及び競争参加資格確認審査結果の通知を以下の要領で実施する。

### (1) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出日時及び場所

- 1) 提出日時 平成29年11月7日（火）9時から12時まで、13時から17時まで及び11月8日（水）9時から12時まで
- 2) 提出場所 11(1)2)に同じ。

### (2) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出方法等

- 1) 11(2)1)に同じ。
- 2) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書は、「様式7 競争参加資格確認申請書添付書類の提出確認表」、「様式8 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覧表」、「様式9 委任状」、「様式14 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類」に必要事項を記載の上、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送する場合は、必ず「書留等の配達記録が残る方法」に限るものとし、平成29年11月8日（水）12時までに必着のこと。
- 3) 11(2)3)に同じ。

### (3) 競争参加資格確認審査

- 1) 11(3)1)に同じ。
- 2) 11(3)2)に同じ。
- 3) 11(3)3)に同じ。
- 4) 11(3)4)に同じ。

### (4) 競争参加資格確認審査結果の通知

競争参加資格確認審査結果は、競争参加資格の確認の申請を行った者に対して、書面により

平成29年11月15日（水）までに大学から通知する。なお、欠格（競争参加資格がない。）とした場合は、その理由についても付記するものとする。

**(5) 競争参加資格確認申請書の取扱い**

- 1) 11 (5) 1)に同じ。
- 2) 11 (5) 2)に同じ。
- 3) 11 (5) 3)に同じ。

**(6) 競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の提出及び競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付**

競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の提出及び競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付を以下の要領で実施する。

**1) 説明請求書の提出日時及び場所**

- ① 提出日時 平成29年11月16日（木）から12月1日（金）まで  
ただし、土曜・日曜・祝日・休日・大学の休日を除く毎日9時から12時まで、13時から17時まで
- ② 提出場所 11 (6) 1) ②に同じ。

**2) 説明請求書の提出方法**

競争参加資格確認審査の結果、競争参加資格がないと認められた者は、大学に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（A4縦使い横書き、様式は自由）により説明を請求することができる。当該書面は、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送する場合は、必ず「書留等の配達記録が残る方法」に限るものとし、平成29年12月1日（金）17時までに必着のこと。

**3) 競争参加資格がないと認めた理由の回答**

大学は、競争参加資格がないと認めた理由への説明を請求されたときは、平成29年12月8日（金）までに、当該説明を請求した者に対して書面により回答する。

**15 入札辞退届の提出**

入札辞退届の提出を以下の要領で実施する。

**(1) 入札辞退届の提出日時及び場所**

- 1) 提出日時 平成29年10月5日（木）から12月15日（金）まで  
土曜・日曜・祝日・休日・大学の休日を除く毎日9時から12時まで、13時から17時まで、ただし、12月15日（金）は9時から12時まで
- 2) 提出場所 本事業に関する担当部局

**(2) 入札辞退届の提出方法**

競争参加資格があると認められた入札参加者が入札を辞退する場合は、「様式19 入札辞退届」に必要事項を記載の上、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送する場合は、必ず「書留等の配達記録が残る方法」に限るものとし、12月15日（金）12時までに必着のこと。

## 16 入札書等及び提案書の提出

入札書等及び提案書の提出を以下の要領で実施する。

### (1) 入札書等及び提案書の提出日時及び場所

- 1) **提出日時** 平成29年12月14日(木)9時から12時まで、13時から17時まで、及び、12月15日(金)9時から12時まで
- 2) **提出場所** 本事業に関する担当部局

### (2) 入札書等及び提案書の提出方法

#### 1) 入札書等

- ① 競争参加資格があると認められた入札参加者は、「様式20 入札書等及び提案書提出届」から「様式25 要求水準に関する確認書」に必要事項を記載の上、提案書とあわせて持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送する場合は、必ず「書留等の配達記録が残る方法」に限るものとし、12月15日(金)12時までに必着のこと。
- ② 選定事業者の決定に当たっては、入札金額(入札書に記載された金額)に、入札金額から金利支払額(「別紙 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」の「2(1) サービス購入費の構成」を参照すること。)を控除した金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から金利支払額を控除した金額の108分の100に相当する金額に、金利支払額を加算した金額を入札書に記載すること。
- ③ 「様式24 入札書」は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「国立大学法人千葉大学」、「入札者名」及び「千葉大学(亥鼻)医学系総合研究棟整備等事業に係る入札書在中(「入札書在中」は朱書)」の旨を記載すること。
- ④ 代理人又は復代理人が入札書を提出する場合は、入札書に「様式22 委任状(代理人)」又は「様式23 委任状(復代理人)」を添付すること。

#### 2) 提案書

- ① 競争参加資格があると認められた入札参加者は、提案書を「様式26 提案書(説明書)表紙」から「様式77 民間付帯施設(任意)事業提案に関する図面等」に基づいて作成の上、入札書等とあわせて持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの提出は認めない。なお、郵送する場合は、必ず「書留等の配達記録が残る方法」に限るものとし、12月15日(金)12時まで必着のこと。
- ② 入札参加者は、一つの提案しか行うことはできない。

### (3) 提案書の取扱い

#### 1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、契約に至った入札参加者の提案書については、本事業において公表及びその他大

学が必要と認める場合には、大学は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案書については、PFI法第11条第1項に基づく客観的評価の公表（審査講評の公表）以外には入札参加者に無断で使用しない。

なお、提出を受けた書類等は返却しない。

## 2) 特許権等

提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

## 3) 提案書の変更等の禁止

提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

# 17 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

免除する。

ただし、落札者として決定された者が基本協定を締結しないとき、又は、選定事業者が事業契約を締結しないときは、違約金として、落札した金額の100分の5に相当する額を大学に支払わなければならない。

## (2) 契約保証金

免除する。

ただし、選定事業者は、事業契約書の締結に当たり、施設整備業務の履行を確保するために、事業契約締結の日から本施設の引渡し日までを期間として、施設整備費相当（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含み、金利支払額を除く。）の100分の30以上について、大学又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保証証券を大学に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者によって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払責務を被担保債務とする質権を大学のために設定するものとする。

# 18 入札書の開札

入札書の開札を以下の要領で実施する。

## (1) 入札書の開札日時及び場所

1) 開札日時 平成29年12月15日（金）14時

2) 開札場所 千葉市稲毛区弥生町1-33（西千葉キャンパス構内）

国立大学法人千葉大学事務局棟5階第2会議室

## (2) 入札書の開札方法

1) 入札書の開札は、入札参加者又はその代理人（復代理人）を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人（復代理人）が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない大学の職員を立ち合わせて行う。

2) なお、入札書に記載された入札金額が予定事業費の範囲内となる提案をした入札参加者を

発表することとし、発表された入札参加者は、その後の優秀提案者の選定の対象となる。このとき入札金額の公表は行わない。

- 3) 入札執行回数は、複数回とし、2回目以降の入札の執行は、大学の契約担当者が指定する日時に行う。

## 19 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者として決定した場合は、当該決定を取消すものとする。

なお、大学により競争参加資格があると認められた入札参加者であっても、入札書の開札の日時において指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている入札参加者（入札参加企業又は入札参加グループの構成員）及び協力会社が、入札書の開札の日時において入札参加者が備えるべき要件等（8(1)1)から3)までの要件）を満たさない入札参加者は、競争参加資格のない者に該当する。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載を行った者のした入札書
- (3) 入札に付される事業の表示、入札金額の記載又は記録のない入札書
- (4) 入札参加者の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人（復代理人）が入札する場合における入札参加者の氏名、代理人（復代理人）であることの表示並びに当該代理人（復代理人）の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が入札参加者の氏名又は代理人（復代理人）であることの表示である場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 入札に付される事業の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- (9) 入札公告において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- (10) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 20 落札者の決定等

本事業の入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「優秀提案者」という。）を選定し、当該優秀提案者を落札者として決定する総合評価方式による一般競争入札をもって行う。

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に書面にて通知するものとし、電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、審査結果とあわせて大学のホームページ [<http://www.chiba-u.ac.jp/general/disclosure/PFI.html>] において公表する。なお、PFI法第11条第1項に規定する客観的評価（審査講評）は、落札者との基本協定書の締結後に公表する。

## **(1) 審査委員会の設置**

審査に当たっては、外部の学識経験者及び大学の職員で構成する「千葉大学PPP／PFI事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、当該審査委員会で、落札者決定基準等に関する審議等及び優秀提案者の選定を行う。なお、審査委員会の委員は、落札者決定基準で公表するものとし、審査委員会は非公開とする。

## **(2) 提案内容審査の方法**

提案内容審査は、入札参加者より提出された入札書等及び提案書について、審査委員会が落札者決定基準に基づいて行うものとする。これら審査の結果を受けて、審査委員会は優秀提案者を選定し、大学は当該優秀提案者を落札者として決定する。

## **(3) 提案内容審査の評価項目等**

提案内容審査の評価項目等は以下のとおりである。なお、具体的な審査の内容等については、落札者決定基準において提示する。

### **1) 入札金額の適格審査**

入札書に記載された入札金額が、大学が定める予定価格の範囲内であることを確認する。予定価格を超える場合は失格とする。

### **2) 基礎項目の適格審査**

基礎項目の適格審査は、下記①から⑤について、入札参加者より提出された入札書等及び提案書の内容が、要求水準の基礎項目をすべて充足しているかの審査を行う。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 施設整備業務に関する事項
- ③ 維持管理業務に関する事項
- ④ 運營業務に関する事項
- ⑤ 民間付帯施設（任意）事業に関する事項

### **3) 加点項目の審査**

加点項目の審査は、下記①から⑥について、入札参加者より提出された入札書等及び提案書の内容の審査を行う。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 施設整備業務に関する事項
- ③ 維持管理業務に関する事項
- ④ 運營業務に関する事項
- ⑤ 民間付帯施設（任意）事業に関する事項
- ⑥ 提案全体に関する事項

### **4) 優秀提案者の選定**

基礎項目の適格審査の配点と加点項目の審査の配点の合計を入札金額で除して得た数値（総合評価値）を比較し、総合評価値の最も高い提案者を優秀提案者として選定する。

### **5) 落札者の決定**

大学は、競争参加資格確認審及び提案内容審査の結果により選定された優秀提案者を落札

者として決定する。

#### **(4) 審査委員会事務局**

本事業に関する担当部局と同じ。

### **21 手続における交渉の有無**

手続における交渉は無とする。

### **22 基本協定書の締結**

落札者は、平成29年1月下旬を目途に、大学を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定書を締結しなければならない。

### **23 特別目的会社の設立**

入札参加者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定された場合には、本事業を実施する株式会社として特別目的会社（選定事業者）を事業契約書の締結までに設立する。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。また、その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、本施設事業に係る部分の事業契約が終了し、民間付帯施設（任意）事業の事業契約に係る部分が継続する場合にあっては、継続される事業契約について、出資者による特別目的会社の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分について、合理的な理由がない限り、大学は柔軟に対応するものとする。

### **24 事業契約書の締結**

- (1) 選定事業者は、平成30年2月下旬を目途に、大学を相手方として、事業契約書（案）に基づき、事業契約書を締結しなければならない。事業契約書において、選定事業者が遂行すべき施設整備業務、維持管理業務及び運營業務並びに民間付帯施設（任意）事業に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。
- (2) 契約金額は、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額（別紙「2(1)サービス購入費の構成等」を参照すること。）を控除した金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (3) 事業契約書の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札金額及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- (4) 事業契約書の締結に係る選定事業者の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

### **25 支払条件等**

大学から選定事業者に対するサービス購入費の支払は、選定事業者が実施する本施設の施設整

備業務の初期投資に係る対価と、本施設の維持管理業務及び運営業務の提供に係る対価とする。

ただし、当該支払には、本施設の福利厚生施設運営業務（運営業務とともに当該運営業務で使用する部分のうち選定事業者が占有する部分の維持管理業務を含む。いずれの光熱水費についても選定事業者負担とする。）、事業者提案による運営業務（任意）（運営業務とともに当該運営業務で使用する部分のうち選定事業者が占有する部分の維持管理業務を含む。いずれの光熱水費についても選定事業者負担とする。）に係る費用に相当する額を含まないものとし、民間付帯施設（任意）事業のすべての業務（施設整備業務、維持管理業務、運営業務及び解体撤去業務を含む。いずれの光熱水費についても選定事業者負担とする。）に係る費用に相当する額は、当該支払の対象外とする。これらについては、大学から選定事業者に対するサービス購入費の支払（入札金額）に含めることなく、選定事業者の負担とする。

また、大学が選定事業者に支払うサービス購入費は、一定の条件に基づいて改定を行うものとする。

#### **(1) 施設整備業務に係る対価（施設整備費相当）**

施設整備業務に係る対価（施設整備費相当）について、大学は本施設の供用開始の日（本施設の引渡しの翌日）から本施設事業の事業期間中あたり、選定事業者に対し、事業契約に定める額を、割賦支払（元金均等）方式により支払う。

#### **(2) 維持管理業務に係る対価（維持管理費相当）**

維持管理業務に係る対価（維持管理費相当）について、大学は本施設の供用開始の日（本施設の引渡しの翌日）から本施設事業の事業期間中にあたり、選定事業者に対し、事業契約に定める額を平準化して支払う。

#### **(3) 運営業務に係る対価（運営費相当）**

運営業務に係る対価（運営費相当）について、大学は本施設の供用開始の日（本施設の引渡しの翌日）から本施設事業の事業期間中にあたり、選定事業者に対し、事業契約に定める額を平準化して支払う。

## **26 保険**

### **(1) 建設工事期間中に係る保険**

選定事業者は以下の要件を満たす建設工事保険及び第三者損害賠償保険に加入し、その保険料を負担するものとする。

#### **1) 共通**

##### **① 契約者**

選定事業者又は受託者（建設に当たる者）

##### **② 建設場所**

千葉市中央区亥鼻一丁目8-1（亥鼻キャンパス構内）

#### **2) 建設工事保険**

##### **① 被保険者**

選定事業者又は受託者



- ② 保険の対象  
本施設の建設工事費
- ③ 保険期間  
建設工事着工日を始期とし、工事完成の予定日を終期とする。
- ④ 保険金額（補償額）  
請負代金額
- ⑤ 補償する損害  
水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

### 3) 第三者賠償責任保険

- ① 被保険者  
選定事業者又は受託者
- ② 保険期間  
建設工事着工日を始期とし、工事完成の予定日を終期とする。
- ③ てん補限度額（補償額）  
対人：1億円／1名・10億円／1事故、対物：1億円／1事故 以上
- ④ 補償する損害  
工事に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑤ 免責金額  
200,000円以下

### 4) その他

- ① 選定事業者又は受託者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく大学に提示するものとする。
- ② 選定事業者又は受託者は大学の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。
- ③ 選定事業者又は受託者は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

### (2) その他の保険

上記(1)以外の保険を付保することを条件とはしないが、選定事業者が事業の安全に資するために自らが提案した保険は必ず付保すること。

## 27 随意契約により締結する予定の有無

本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を、本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定は無とする。

## 28 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会

(連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申立てることができる。

## **29 関連情報を入手するための照会窓口**

本事業に関する担当部局と同じ。

## **30 その他**

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 選定事業者は、競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。

## 第2章 事業実施に関する事項

### 1 選定事業者の権利義務等に関する制限

#### (1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

#### (2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

#### (3) 債権の譲渡

選定事業者が、大学に対して有する本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運營業務並びに民間付帯施設（任意）事業の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

#### (4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、大学に対して有する本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運營業務並びに民間付帯施設（任意）事業の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

### 2 大学と選定事業者の責任分担

大学と選定事業者の責任分担の基本的考え方及び予想されるリスクと責任分担は、下記のとおりとする。ただし、本施設の福利厚生施設運營業務及び民間付帯施設（任意）事業については、選定事業者の費用と責任によって実施するものとする。

#### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運營業務並びに民間付帯施設（任意）事業の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書（案）に示すが、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

### 3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

#### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後選定事業者が本事業を実施するに当たり、法制上及び税制上の措置の適用を受けようとする場合は、

大学は可能な範囲で必要な協力を行う。

## **(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項**

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の措置は想定していない。ただし、今後選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けようとする場合は、大学は可能な範囲で必要な協力を行う。

## **(3) 融資機関（融資団）と大学の協議**

事業の継続性を確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結することがある。

# **4 事業実施に関する事項**

## **(1) 誠実な業務遂行義務**

選定事業者は、提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

## **(2) 事業期間中の選定事業者と大学の係わり**

- 1) 本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、大学は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- 2) 大学は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設に当たる者等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設に当たる者等との間で直接連絡調整等を行った事項について選定事業者に報告する。
- 3) 事業内容又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、大学と選定事業者は誠意をもって協議する。

## **(3) 業務内容**

### **1) 業務内容**

本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務並びに民間付帯施設（任意）事業については、事業契約書（案）及び要求水準書による。

### **2) 業務の委託**

選定事業者は、上記 1) に示した業務を、あらかじめ大学の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

## **(4) 大学による事業の実施状況の監視（モニタリング）**

### **1) モニタリングの実施**

大学は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び応募者提案を満たしていることを確認するために、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

### **2) モニタリングの実施時期及び内容**

#### **① 設計時**

大学は、選定事業者によって行われた設計が、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び応募者提案を満たしていることを確認する。

#### **② 建設工事（施工時）**

選定事業者は、「建築基準法」に規定されている工事監理者を設置し、工事監理を行うと

ともに、定期的に大学から建設工事、工事監理の状況の確認を受ける。

また、選定事業者は、大学が要請した場合には、建設工事の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場において建設工事の確認を受ける。

③ 建設工事（完成時）

選定事業者は、施工記録等を用意して、現場において大学の確認を受ける。

大学は、選定事業者によって行われた建設工事が、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び応募者提案を満たしていることを確認する。確認の結果、当該要求水準を満たしていない場合には、大学は補修又は改造を求めることができる。

④ 引越業務及び備品等調達業務（完了時）

選定事業者は、引越業務及び備品等調達業務に係る什器備品等一覧表等を用意して、現場において大学の確認を受ける。

大学は、選定事業者によって行われた引越業務及び備品等調達業務が、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び応募者提案を満たしていることを確認する。確認の結果、当該要求水準を満たしていない場合には、大学は補修又は改造を求めることができる。

⑤ 施設供用開始後（維持管理・運営段階）

大学は、下記ア、イの期間、選定事業者によって行われた維持管理業務及び運営業務並びに民間付帯施設（任意）事業が、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び応募者提案を満たしていることを確認する。

ア 本施設事業は、維持管理業務及び運営業務の着手（平成33年4月）から本施設事業の業期間終了（平成45年3月）までの間

イ 民間付帯施設（任意）事業は、維持管理業務及び運営業務の着手（平成33年4月）から民間付帯施設（任意）事業の事業期間終了（平成※年3月）までの間

※は、入札参加者が提案する年（ただし、平成45年から平成53年までとする。）

⑥ 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎事業年度、公認会計士による監査を受けた財務の状況について、大学に報告しなければならない。大学は、下記ア、イの期間、選定事業者の財務状況の堅実性等を確認する。

ア 本施設事業は、事業契約書の締結から本施設事業の業期間終了（平成45年3月）までの間

イ 民間付帯施設（任意）事業は、事業契約書の締結から民間付帯施設（任意）事業の事業期間終了（平成※年3月）までの間

※は、入札参加者が提案する年（ただし、平成45年から平成53年までとする。）

⑦ 事業契約終了時

大学は、本施設事業の事業期間終了に当たり、選定事業者によって行われた本施設の維持管理業務及び運営業務の状態について確認する。確認の結果、その状態が、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び応募者提案が満たされていない場合には、大学は補修を求めることができる。

選定事業者は、民間付帯施設（任意）事業の事業期間終了に当たり、当該民間付帯施設

(任意)を解体撤去することとし、大学は、当該解体撤去の状況を確認する。

※ 民間付帯施設(任意)事業のモニタリングは、選定事業者の提案及び自主性を尊重することを前提とし、必要な範囲に限るものとする。

### 3) モニタリングの費用の負担

大学が行うモニタリングに係る費用は、大学の負担とする。

### 4) 選定事業者に対する支払額の減額等

大学は、モニタリングの結果、事業契約書、入札説明書、要求水準書及び応募者提案が満たされていない場合には、選定事業者に対して補修等の勧告や支払額の減額措置を行う。なお、減額の考え方等は、事業契約書(案)において提示する。

### 5) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類を作成し、自己の費用をもって公認会計士による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3か月以内に大学に提出しなければならない。また、大学は、請求があった場合は、当該財務書類を公開できるものとする。

## (5) 土地の使用等

- 1) 本施設事業に係る各業務を実施するために必要となる土地及び建物については、大学が選定事業者は無償で使用を許可する。ただし、本施設の「福利厚生施設運営業務」で使用する部分のうち選定事業者が占有する部分(学生及び教職員等に開放されている購買のイートインコーナー、軽食の客席等以外の部分をいう。以下同じ。)、本施設の「事業者提案による運営業務(任意)」で使用する部分のうち選定事業者が占有する部分(例えば、自動販売機等の設置部分が考えられるが、これに限るものではない。以下同じ。)については、「国立大学法人千葉大学不動産貸付要項」(平成16年4月1日)に基づき、大学が選定事業者の有償にて貸し付けるものとする。
- 2) 民間付帯施設(任意)事業に係る各業務を実施するために必要となる土地については、「国立大学法人千葉大学不動産貸付要項」(平成16年4月1日)に基づき、大学が選定事業者の有償にて貸し付けるものとする。なお、貸付期間は、(施設整備の期間を含まない)民間付帯施設(任意)の供用開始以降とする。また、大学が土地を貸し付ける相手方は選定事業者に限るものとするが、大学の承諾を得た上で、選定事業者による土地の転貸を認めるものとする。

## 5 その他

### (1) 事業の終了及び事業期間終了時の措置

#### 1) 事業の終了

大学は、本施設及び民間付帯施設(任意)が選定事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により本施設及び民間付帯施設(任意)を維持・継続できないと判断した場合は、本施設及び民間付帯施設(任意)の維持管理業務及び運営業務の提供を終了させることができる。

## 2) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、本施設事業の事業期間の終了時に、本施設の維持管理業務及び運營業務が、入札説明書、要求水準書及び応募者提案を満たしている状態で大学に引継ぐこと。

また、選定事業者は、民間付帯施設（任意）事業の事業期間の終了時に、民間付帯施設（任意）を解体撤去すること。ただし、大学と選定事業者の協議が整えば、民間付帯施設（任意）事業の事業期間終了時における民間付帯施設（任意）の大学への無償譲渡を認めることもある。

### (2) 情報の提供

本入札説明書に定めることの他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合は、大学のホームページに掲載する。

### (3) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反し又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等大学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、文部科学省等が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

### (4) 特定事業の選定の取消し

入札者がいない場合又は入札者全員の入札金額が、大学が設定する予定価格を越える場合、大学は特定事業の選定を取消すこととし、その旨を速やかに公表する。

### (5) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成27年12月18日閣議決定、その後の改正を含む。以下「基本方針」という。）の他、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

- 1) 国立大学法人法
- 2) 国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則
- 3) 都市計画法
- 4) 建築基準法
- 5) 消防法
- 6) 労働安全衛生法
- 7) その他関係法令、条例

※ 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うに当たり必要とされるその他の関連法令及び条例等についても遵守すること。

### 第3章 提出書類一覧

- 1 要求水準書の別表及び資料等の貸与請求の提出書類  
＜様式 1＞要求水準書の別表及び資料等の貸与請求書
- 2 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の提出書類  
＜様式 2＞入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の参加申込書
- 3 入札説明書等に関する質問の提出書類  
＜様式 3＞入札説明書等に関する質問書（1回目・2回目）
- 4 入札参加表明及び競争参加資格確認申請の提出書類  
＜様式 4＞入札参加表明書  
＜様式 5＞競争参加資格確認申請書  
＜様式 6＞競争参加資格確認申請書  
＜様式 7＞競争参加資格確認申請書添付書類の提出確認表  
＜様式 8＞入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覧表  
＜様式 9＞委任状  
＜様式 10＞設計に当たる者の資格要件に関する書類  
＜様式 11＞建設に当たる者の資格要件に関する書類  
＜様式 12＞工事監理に当たる者の資格要件に関する書類  
＜様式 13＞維持管理に当たる者の資格要件に関する書類  
＜様式 14＞入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類  
＜様式 15＞入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届
- 5 入札説明書等に関する要求水準確認(個別提案)・事業者提案による運營業務(任意)提案・民間付帯施設(任意)事業提案等の提出書類  
＜様式 16＞(改定)入札説明書等に関する要求水準確認書(個別提案)  
＜様式 17＞(改定)事業者提案による運營業務(任意)提案書  
＜様式 18＞(改定)民間付帯施設(任意)事業提案書
- 6 入札辞退の提出書類  
＜様式 19＞入札辞退届
- 7 入札書等の提出書類  
＜様式 20＞入札書等及び提案書提出届  
＜様式 21＞入札書等及び提案書の提出確認表  
＜様式 22＞委任状(代理人)  
＜様式 23＞委任状(復代理人)  
＜様式 24＞入札書  
＜様式 25＞要求水準に関する確認書



## 8 提案書の提出書類（説明書）

- <様式26>（提案書（説明書）表紙）
- <様式27>（事業全体に関する提案書 中表紙）
- <様式28>事業スケジュール
- <様式29>基礎項目に関する確認
- <様式30>（事業計画に関する提案書 中表紙）
- <様式31>事業実施における取組姿勢、実施体制
- <様式32>資金調達、収支計画
- <様式33>リスク対応
- <様式34>資金調達計画等
- <様式35>長期事業収支計画表（損益計算書）
- <様式36>長期事業収支計画表（資金収支計算書等）
- <様式37>入札金額内訳書（施設整備費相当の内訳書）
- <様式38>入札金額内訳書（施設整備費相当のうち建設工事費用の内訳書）
- <様式39>入札金額内訳書（維持管理費相当の内訳書）
- <様式40>入札金額内訳書（運営費相当の内訳書）
- <様式41>（施設整備業務に関する提案書 中表紙）
- <様式42>施設計画の概要等
- <様式43><施設計画>個別提案
- <様式44><施設計画>事業場所全体の配置計画、動線計画
- <様式45><施設計画>平面計画、断面計画、動線計画、室内環境計画、設備計画
- <様式46><施設計画>最先端の教育研究施設としてのデザインと周辺景観等への配慮
- <様式47><施設計画>教育研究環境、交流環境の高機能化への配慮
- <様式48><施設計画>サステイナブルキャンパスへの配慮
- <様式49><施設計画>安全・安心なキャンパスへの配慮
- <様式50><施工計画>施工計画における品質管理
- <様式51><施工計画>設計業務、建設工事から引越業務、備品等調達業務までの工程管理
- <様式52>引越業務
- <様式53>備品等調達業務
- <様式54>（維持管理業務に関する提案書 中表紙）
- <様式55>維持管理業務
- <様式56>維持管理コストへの配慮
- <様式57>（運営業務に関する提案書 中表紙）

- <様式58>プロジェクト研究スペース運営業務
- <様式59>福利厚生施設運営業務
- <様式60>職員駐車場運営業務
- <様式61>事業者提案による運営業務（任意）
- <様式62>（民間付帯施設（任意）事業に関する提案書 中表紙）
- <様式63>民間付帯施設（任意）事業

9 提案書の提出書類（図面等）

- <様式64>（提案書（図面等）表紙）
- <様式65>透視図
- <様式66>全体配置図
- <様式67>配置図
- <様式68>平面図
- <様式69>立面図
- <様式70>断面図
- <様式71>仕上表・面積表
- <様式72>建築計画概要（外構計画を含む。）
- <様式73>構造計画概要
- <様式74>電気設備計画概要
- <様式75>機械設備計画概要
- <様式76>仮設計画概要
- <様式77>民間付帯施設（任意）事業に関する図面等

## 別 紙

### 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等

#### 1 入札金額等の算出方法

入札金額は、本施設事業の事業期間中に国立大学法人千葉大学（以下「大学」という。）が選定事業者を支払うサービス購入費の合計額とする。

本施設事業におけるサービス購入費は、本施設の事前調査業務、設計業務、建設工事、工事監理業務、周辺家屋影響調査・対策業務、電波障害調査・対策業務、各種申請等業務、引越業務、備品等調達業務等の施設整備業務に係る費用に相当する額（その他の費用を含む。以下、これらを総称して「施設費相当」という。）と施設費相当を割賦支払（元金均等）方式により支払うことによつて要する金利支払額とを合計した額（以下「施設整備費相当」という。）、本施設の建物・建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃衛生管理業務、警備業務等の維持管理業務に係る費用に相当する額（その他の費用を含む。以下、これらを総称して「維持管理費相当」という。）、本施設のプロジェクト研究スペース運営業務、職員駐車場運営業務等の運営業務に係る費用に相当する額（その他の費用を含む。以下、これらを総称して「運営費相当」という。）で構成される。

なお、本施設事業におけるサービス購入費には、本施設の福利厚生施設運営業務、事業者提案による運営業務（任意）等の運営業務に係る費用に相当する額を含まないものとし、民間付帯施設（任意）事業に係るすべての費用に相当する額は、大学が選定事業者を支払うサービス購入費の対象外とする。

サービス購入費の構成の詳細については、「2 (1) サービス購入費の構成」を参照すること。

落札者決定に当たっては、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額（「2 (1) サービス購入費の構成」を参照すること。）を控除した金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から金利支払額を控除した金額の108分の100に相当する金額に、金利支払額を加算した金額を入札書に記載すること。

$$\text{入札金額（＝提案金額）} = \frac{(\text{契約希望金額} - \text{金利支払額}) \times 100}{108} + \text{金利支払額}$$

$$\text{落札金額（＝契約金額）} = \text{入札金額} + \frac{(\text{入札金額} - \text{金利支払額}) \times 8}{100}$$

## 2 サービス購入費の支払方法等

### (1) サービス購入費の構成等

#### 1) 基本的な考え方

本施設事業の事業期間中、大学が毎年度選定事業者を支払うサービス購入費の対象は以下  
のようになる。

＜サービス購入費の構成＞

区分	入札説明書に記載の業務等	構成される費用の内容	
入札金額	施設費相当 (施設整備業務) 施設整備費相当	ア 事前調査業務	事前調査業務（土壌汚染調査とともに大学が提示する以外の地質調査等を含む。）及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		イ 設計業務	設計業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		ウ 建設工事	建設工事及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		エ 工事監理業務	工事監理業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		オ 周辺家屋影響調査・対策業務	周辺家屋影響調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		カ 電波障害調査・対策業務	電波障害調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		キ 各種申請等業務	各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		ク 引越業務	引越業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		ケ 備品等調達業務	備品等調達業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務
		コ その他の費用	その他上記アからケ以外に必要な初期投資費用※
	金利支払額	施設費相当の割賦支払に要する金利	
維持管理費相当	ア 建物・建築設備保守管理業務	建物・建築設備保守管理業務（設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新・報告その他の一切の保守管理業務を含む。）	
	イ 外構施設保守管理業務	外構施設保守管理業務（点検・保守・修繕・更新・報告その他一切の保守管理業務を含む。）	
	ウ 清掃衛生管理業務	清掃衛生管理業務（建物内外部・ガラス・外構の清掃業務を含む。）	
	エ 警備業務	警備業務	
	オ その他の費用	その他上記アからエ以外に必要な維持管理期間費用※	

運 営 費 相 当	ア プロジェクト研究スペース運営業務	プロジェクト研究スペース運営業務（許可事務等の事務処理業務、金銭事務の事務処理業務、使用者対応の処理業務）
	イ 職員駐車場運営業務	職員駐車場運営業務（許可事務等の事務処理業務、金銭事務の事務処理業務、使用者対応の処理業務）
	ウ その他の費用	その他上記アからイ以外に必要な運営期間費用※

※ ※印が付されている項目は、上表に示す費用の他に、選定事業者が事業契約書に基づき本事業を遂行する上で必要となる費用を指す。入札参加者が当該費用として必要と考えるものがあれば、入札金額にその費用を必ず加えること。

## 2) 施設整備費相当

施設整備費相当は、施設整備業務に要する一切の費用（その他の費用を含む。）からなる施設費相当と施設費相当を割賦支払（元金均等）方式により支払うことによって要する金利支払額からなる。

大学は、提案に基づく施設整備費相当について、本施設の供用開始から本施設事業の事業期間中にわたり、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を、割賦支払（元金均等）方式により各半期末に分割して支払う。なお、施設費相当は、毎支払時、同額を支払うものとする。

金利支払額の算定に当たっては、元金均等支払を前提とする支払金利によって算出する。支払金利は、基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とし、基準金利は、午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてTeletate17143ページに掲載されている6か月LIBORベース12年もの（円/円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合にあっては、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。なお、入札書等及び提案書の提出時に使用する基準金利は、平成29年11月1日（水）のスワップレートを採用する。また、実際の支払に使用する基準金利は、本施設の引渡日の2銀行営業日前のスワップレートを採用する。

## 3) 維持管理費相当

維持管理費相当は、維持管理業務に要する一切の費用（その他の費用を含む。）からなる。入札参加者は、維持管理費相当の提案を行うものとする。

大学は、この提案に基づく維持管理費相当について、本施設の供用開始から本施設事業の事業期間中にわたり、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を各四半期末に平準化して支払う。なお、維持管理費相当は、後述する改定がない限り、毎支払時、原則として同額を支払うものとする。

## 4) 運営費相当

運営費相当は、運営業務に要する一切の費用（その他の費用を含む。）からなる。入札参加者は、運営費相当の提案を行うものとする。

大学は、この提案に基づく運営費相当について、本施設の供用開始から本施設事業の事業期間中にわたり、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を各四半期末に平準化して支払う。なお、運営費相当は、後述する改定がない限り、毎支払時、原則として同額を支払うも

のとする。

## (2) サービス購入費の支払方法

大学は、選定事業者に対し施設整備費相当、維持管理費相当及び運営費相当からなるサービス購入費を、事業契約書の規定に基づき支払うものとする。

### 1) 支払方法

#### ① 施設整備費相当の支払方法

大学は、2(1)で算出された施設整備費相当について、本施設の供用開始から本施設事業の事業期間中にわたり、平成33年9月分を第1回、平成34年3月分を第2回、平成44年9月分を第23回とし、平成45年3月分を第24回（最終回）とする、年2回、全24回に分けて、割賦支払（元金均等）方式により支払うものとする。なお、施設費相当は、毎支払時、同額を支払うものとする。

#### ② 施設整備費相当に係る消費税及び地方消費税相当額の支払方法

大学は、施設整備費相当のうち施設費相当の100分の8に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額）につき、上記①の施設整備費相当の支払方法に準じて同時に支払うものとする。なお、当該消費税及び地方消費税相当額については、原則として、消費税及び地方消費税率の改正があっても変更しないものとする。

#### ③ 維持管理費相当及び運営費相当の支払方法

大学は、選定事業者の維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、2(1)で算出された維持管理費相当について、本施設の供用開始から本施設事業の事業期間中にわたり、平成33年6月分を第1回、平成33年9月分を第2回、平成44年12月分を第47回とし、平成45年3月分を第48回（最終回）とする、年4回、全48回に分けて平準化して支払うものとする。なお、維持管理費相当は、後述する改定がない限り、毎支払時、原則として同額を支払うものとする。

#### ④ 維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税相当額の支払方法

大学は、維持管理費相当の100分の8に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額）につき、上記③の維持管理費相当の支払方法に準じて同時に支払うものとする。なお、当該消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税率の改正があった場合は変更するものとする。

#### ⑤ 運営費相当の支払方法

大学は、選定事業者の運営業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、2(1)で算出された運営費相当について、本施設の供用開始から本施設事業の事業期間中にわたり、平成33年6月分を第1回、平成33年9月分を第2回、平成44年12月分を第47回とし、平成45年3月分を第48回（最終回）とする、年4回、全48回に分けて平準化して支払うものとする。なお、運営費相当は、後述する改定がない限り、毎支払時、原則として同額を支払うものとする。

#### ⑥ 運営費相当に係る消費税及び地方消費税相当額の支払方法

大学は、運営費相当の100分の8に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額）につき、上記⑤の運営費相当の支払方法に準じて同時に支払うものとする。なお、当該消費

税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税の改正があった場合は変更するものとする。

## 2) 支払手続

### ① 施設整備費相当の支払手続

選定事業者は、各年度の9月分を9月30日の翌日から、3月分を3月31日の翌日から、それぞれ速やかに大学に対して請求書を送付し、大学は、請求を受けた翌月の末日（なお、当該支払日が金融機関の営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、施設整備費相当のサービス購入費を支払うものとする。

### ② 施設整備費相当に係る消費税及び地方消費税相当額の支払手続

算出された施設整備費相当に係る消費税及び地方消費税相当額については、施設整備費相当の支払手続に準じる。

### ③ 維持管理費相当の支払手続

大学は、選定事業者から毎月の業務終了後に提出される業務報告書に基づく定期のモニタリング、現場確認等に基づく随時のモニタリング等、一連のモニタリングを実施する。

大学は、一連のモニタリングの結果、選定事業者による業務実施状況が要求水準を満たしていないと判断される場合は、業務報告書の受領後10日以内に是正勧告を行うものとし、一定の是正期間を経過した後も、なお、選定事業者による業務実施状況が要求水準を満たしていないと判断される場合は、速やかに、維持管理費相当のサービス購入費に対する当該月の減額ポイントを通知する。

大学は、毎月の減額ポイントの3か月分を合計し、当該減額ポイントに基づく維持管理費相当のサービス購入費の減額率及び減額後のサービス購入費の支払額を選定事業者に通知する。

なお、減額ポイントが合計される3か月と減額対象となる維持管理費相当のサービス購入費の支払時期の関係は以下のとおりとする。

減額ポイントが合計される期間	支払時期
4月 から 6月末	6月分支払
7月 から 9月末	9月分支払
10月 から 12月末	12月分支払
翌年1月 から 3月末	翌年3月分支払

選定事業者は、支払額の通知を受領後速やかに大学に対して請求書を送付し、大学は、請求を受けた翌月の末日（なお、当該支払日が金融機関の営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、維持管理費相当のサービス購入費を支払うものとする。

### ④ 維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税相当額の支払手続

算出された維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税相当額については、維持管理費相当の支払手続に準じる。

### ⑤ 運営費相当の支払手続

大学は、選定事業者から毎月の業務終了後に提出される業務報告書に基づく定期のモニタリング、現場確認等に基づく随時のモニタリング等、一連のモニタリングを実施する。

大学は、一連のモニタリングの結果、選定事業者による業務実施状況が要求水準を満たしていないと判断される場合は、業務報告書の受領後10日以内に是正勧告を行うものとし、一定の是正期間を経過した後も、なお、選定事業者による業務実施状況が要求水準を満たしていないと判断される場合は、速やかに、運営費相当のサービス購入費に対する当該月の減額ポイントを通知する。

大学は、毎月の減額ポイントの3か月分を合計し、当該減額ポイントに基づく運営費相当のサービス購入費の減額率及び減額後のサービス購入費の支払額を選定事業者へ通知する。

なお、減額ポイントが合計される3か月と減額対象となる運営費相当のサービス購入費の支払時期の関係は以下のとおりとする。

上記③（維持管理費相当の支払手続）に同じ。

選定事業者は、支払額の通知を受領後速やかに大学に対して請求書を送付し、大学は、請求を受けた翌月の末日（なお、当該支払日が金融機関の営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、運営費相当のサービス購入費を支払うものとする。

⑥ 運営費相当に係る消費税及び地方消費税相当額の支払手続

算出された運営費相当に係る消費税及び地方消費税相当額については、運営費相当の支払手続に準じる。

### (3) サービス購入費の改定（変更）方法

#### 1) 賃金又は物価の変動に基づく施設費相当の変更

- ① 大学又は選定事業者は、本施設の完成・引渡しの日までで事業契約締結の日から12か月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設費相当が不適当となったと認めるときは、相手方に対して施設費相当の変更を請求することができる。
- ② 大学又は選定事業者は、①の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（施設費相当から当該請求時の出来形部分に相応する施設費相当を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、施設費相当の変更に応じなければならない。
- ③ 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき大学と選定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、大学が定め、選定事業者へ通知する。
- ④ ①の規定による請求は、本施設費相当の変更の規定により施設費相当の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「事業契約締結の日」とあるのは、「直前の本施設費相当の変更に基づく施設費相当変更の基準とした日」とするものとする。
- ⑤ 特別な要因により本施設の完成・引渡しの日までに主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設費相当が不適当となったときは、大学又は選定事業者は、前各項の規定による他、施設費相当の変更を請求することができる。
- ⑥ 予期することのできない特別な事情により、本施設の完成・引渡しの日までに日本国内



において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設費相当が著しく不適当となったときは、大学又は選定事業者は、前各項の規定に係わらず、施設費相当の変更を請求することができる。

- ⑦ ⑤、⑥の場合において、施設費相当の変更額については、大学と選定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、大学が定め、選定事業者に通知する。
- ⑧ ③及び⑦の協議開始の日については、大学が選定事業者の意見を聴いて定め、選定事業者に通知しなければならない。ただし、大学が①、⑤又は⑥の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、選定事業者は、協議開始の日を定め、大学に通知することができる。

## 2) 支払金利変動に伴う施設整備費相当の改定

入札書等及び提案書の提出時に使用する基準金利（平成29年11月1日（水）のスワップレート）と、実際の支払に使用する基準金利（本施設の引渡日の2銀行営業日前のスワップレート）に差が生じた場合、この差に応じて施設整備費相当を改定する。ただし、当該基準金利がマイナスの場合にあつては、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。なお、利回り格差（スプレッド）については、入札書等及び提案書の提出時の利率によるものとし、改定の対象としないものとする。

## 3) 物価変動に伴う維持管理費相当の改定

本施設事業の事業期間中の物価変動に対応して維持管理費相当を改定する。なお、維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税相当額は、維持管理費相当に支払対象期間の消費税及び地方消費税の税率を乗じた額とする。

### ① 平成33年度（初事業年度）の1回当たりの支払額の改定

入札書等及び提案書の提出期限日の属する月（平成29年12月）の指数と、平成33年1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、平成33年度（初事業年度）の1回当たりの支払額を以下の算式に基づき改定する。

$$P33 = P29 \times (SPPI33 \cdot 01 / SPPI29 \cdot 12) \quad \text{ただし、} |(SPPI33 \cdot 01 / SPPI29 \cdot 12) - 1| > 3\%$$

- ・ P33 : 平成33年度（初事業年度）の1回当たりの支払額
- ・ P29 : 入札に基づく1回当たりの支払額
- ・ SPPI33・01 : 平成33年1月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ・ SPPI29・12 : 平成29年12月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)

※ 共通事項 : 使用する指数は、「企業向けサービス価格指数・建物サービス(確報)」(日本銀行調査統計局)とする。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。以下同じ。

### ② 平成34年度（次事業年度）以降の1回当たりの支払額の改定

ア 前事業年度までに支払額が一度も改定されなかった場合の改定

入札書等及び提案書の提出期限日の属する月（平成29年12月）の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度（平成n年度）と同年（平成n年）の1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度（平成n年度）の1回当た

りの支払額を以下の算式に基づき改定する。

$$P_n = P_{29} \times (SPPI_n \cdot 01 / SPPI_{29} \cdot 12) \quad \text{ただし、} |(SPPI_n \cdot 01 / SPPI_{29} \cdot 12) - 1| > 3\%$$

- ・  $P_n$  : 平成  $n$  年度の 1 回当たりの支払額
- ・  $P_{29}$  : 入札に基づく 1 回当たりの支払額
- ・  $SPPI_n \cdot 01$  : 平成  $n$  年 1 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ・  $SPPI_{29} \cdot 12$  : 平成 29 年 12 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ※  $n$  : 改定対象となる支払額が属する事業年度の年数

イ 前事業年度までに支払額が一度以上改定されたことがある場合の改定

前回（最も最近）の改定時の事業年度（平成  $r$  年度）と同年（平成  $r$  年）の 1 月の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度（平成  $n$  年度）と同年（平成  $n$  年度）の 1 月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度（平成  $n$  年度）の 1 回当たりの支払額を以下の算式に基づき改定する。

$$P_n = P_r \times (SPPI_n \cdot 01 / SPPI_r \cdot 01) \quad \text{ただし、} |(SPPI_n \cdot 01 / SPPI_r \cdot 01) - 1| > 3\%$$

- ・  $P_n$  : 平成  $n$  年度の 1 回当たりの支払額
- ・  $P_r$  : 平成  $r$  年度の 1 回当たりの支払額
- ・  $SPPI_n \cdot 01$  : 平成  $n$  年 1 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ・  $SPPI_r \cdot 01$  : 平成  $r$  年 1 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ※  $n$  : 改定対象となる支払額が属する事業年度の年数
- ※  $r$  : 前回（最も最近）の改訂時の事業年度の年数

#### 4) 物価変動に伴う運営費相当の改定

本施設事業の事業期間中の物価変動に対応して運営費相当を改定する。なお、運営費相当に係る消費税及び地方消費税相当額は、運営費相当に支払対象期間の消費税及び地方消費税の税率を乗じた額とする。

##### ① 平成 33 年度（初事業年度）の 1 回当たりの支払額の改定

上記 3) の物価変動に伴う維持管理費相当の改定に同じ。ただし、適用指数は次のとおりとする。

- ※ 適用指数 : 適用する指数は、「企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス(確報)」(日本銀行調査統計局)とする。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。以下同じ。

##### ② 平成 34 年度（次事業年度）以降の 1 回当たりの支払額の改定

上記 3) の物価変動に伴う維持管理費相当の改定に同じ。

#### 5) モニタリングに伴う維持管理費相当の減額

大学が選定事業者の維持管理業務の実施状況をモニタリングした結果、要求水準が満たされていない場合には、維持管理費相当のサービス購入費を減額する場合がある。具体的な減額方法は、事業契約書（案）を参照すること。なお、減額後の維持管理費相当のサービス購入費は、2(3)3)の規定にしたがい物価変動による改定を行った後の額に減額率等に乗じて算出されるものとする。

#### 6) モニタリングに伴う運営費相当の減額

大学が選定事業者の運営業務の実施状況をモニタリングした結果、要求水準が満たされていない場合には、運営費相当のサービス購入費を減額する場合がある。具体的な減額方法は、事業契約書（案）を参照すること。なお、減額後の運営費相当のサービス購入費は、2(3)4の規定にしたがい物価変動による改定を行った後の額に減額率等に乗じて算出されるものとする。